

令和元年7月12日  
消費者庁

## 特定商取引法に基づく行政処分について

近畿経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた近畿経済産業局長が実施したものです。

令和元年 7 月 12 日

## 特定商取引法違反の訪問購入業者に対する業務停止命令 (3か月)及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する 業務禁止命令(3か月)について

- 近畿経済産業局は、訪問購入業者である株式会社RUBY（兵庫県尼崎市、屋号：エコタウン）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律（以下「旧法」といいます。）第58条の13第1項及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第58条の13第1項に基づき、令和元年7月13日から令和元年10月12日までの3か月間、訪問購入に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第58条の12第1項の規定に基づき、以下のとおり指示を行いました。
  - ① 同社は、旧法第58条の6第1項及び特定商取引法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、旧法第58条の6第2項及び特定商取引法第58条の6第2項の規定により禁止される勧誘を受けようとする意思があることを確認することを行わずに行う勧誘、旧法第58条の6第3項及び特定商取引法第58条の6第3項の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘並びに旧法第58条の8第2項及び特定商取引法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）をしていた。かかる行為は、旧法及び特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について令和元年8月13日までに、近畿経済産業局長宛てに文書により報告すること。
  - ② 同社は、前記①の各違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制につい

て、前記の業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、近畿経済産業局長宛てに文書により報告すること。

- 認定した違反行為は、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘及び書面の交付義務に違反する行為（記載不備）です。
- また、近畿経済産業局は、同社の代表取締役の橋本涼に対し、本日、特定商取引法第58条の13の2第1項の規定に基づき、令和元年7月13日から令和元年10月12日までの3か月間、前記業務停止命令により同社に対して業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、橋本涼に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。
- なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた近畿経済産業局長が実施したものです。

1. 同社は、同社が消費者への電話業務を委託する事業者をして、消費者宅に電話をかけて、不用品の有無を尋ね、消費者から不用品があるとの回答を得た場合、消費者から不用品の売買契約の締結について勧誘することの承諾を取り付けた上で、消費者宅を訪問し、同所において、不用品の売買契約の締結について勧誘した後、貴金属の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の締結についても勧誘を行い、不用品の売買契約、本件売買契約若しくは両契約の申込みを受け、又は当該消費者との間で不用品の売買契約、本件売買契約若しくは両契約を締結して不用品、貴金属若しくはその両方の購入を行っていることから、同社が行う不用品及び貴金属の購入は、旧法第58条の4に規定する訪問購入及び特商法第58条の4に規定する訪問購入（以下単に「訪問購入」といいます。）に該当します。
2. 近畿経済産業局が認定した違反行為は、別紙1のとおりです。
3. また、同社の代表取締役の橋本涼は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた訪問購入に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

【本件に関するお問合せ(消費者の皆様)】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話 011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 188(局番なし)  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)  
近畿経済産業局 産業部 消費経済課  
電話:06-6966-6027  
FAX:06-6966-6085

## 株式会社RUBYに対する行政処分の概要

### 1. 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社RUBY（法人番号：9120001183749）
- (2) 屋号：エコタウン
- (3) 代表者：代表取締役 橋本 涼（はしもと りょう）
- (4) 所在地：  
（登記上）兵庫県尼崎市御園町27番地の3  
（実質上）大阪府大阪市中央区北久宝寺町4-3-5 本町サミットビル2階
- (5) 資本金：200万円
- (6) 設立：平成26年5月2日
- (7) 取引類型：訪問購入
- (8) 買取商品：不用となった服や電化製品等の日用品（以下「不用品」という。）及び貴金属等

### 2. 事業概要

株式会社RUBY（以下「同社」という。）は、同社が消費者への電話業務を委託する事業者をして、消費者宅に電話をかけた上で、消費者宅を訪問し、同所において、不用品の売買契約の締結について勧誘した後、貴金属の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の締結についても勧誘を行い、不用品、貴金属若しくはその両方の購入を行っていた。

### 3. 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

##### ア 内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下単に「訪問購入」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 同社の行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- ② 同社の行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- ③ 同社の行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

##### イ 停止命令の期間

令和元年7月13日から令和元年10月12日まで（3か月間）

#### (2) 指示

ア 同社は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正前の特定商取引に関する法律（以下「旧法」という。）第58条の6第1項及び特定商取引法第58条の6第1項の規定により禁止される

勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、旧法第58条の6第2項及び特定商取引法第58条の6第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、旧法第58条の6第3項及び特定商取引法第58条の6第3項の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘並びに旧法第58条の8第2項及び特定商取引法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）をしていた。かかる行為は、旧法及び特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年8月13日までに、近畿経済産業局長宛てに文書により報告すること。

イ 同社は、前記アの各違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、近畿経済産業局長宛てに文書により報告すること。

#### 4. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、旧法及び特定商取引法に違反する行為をしており、旧法第58条の4に規定する訪問購入（以下「旧法に規定する訪問購入」という。）及び訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

##### （1）勧誘の要請をしていない者に対する勧誘（旧法第58条の6第1項及び特定商取引法第58条の6第1項）

同社は、遅くとも平成29年9月頃以降、旧法に規定する訪問購入及び訪問購入に係る不用品の売買契約の締結について勧誘をする承諾のみ取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、旧法に規定する訪問購入及び訪問購入に係る本件売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしていた。

##### （2）勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘（旧法第58条の6第2項及び特定商取引法第58条の6第2項）

同社は、遅くとも平成29年9月頃以降、旧法に規定する訪問購入及び訪問購入をしようとするとき、不用品の売買契約の締結について勧誘をする承諾のみ取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、本件売買契約の締結について勧誘していたが、その勧誘に先立って、その相手方に対し、当該勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

- (3) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（旧法第58条の6第3項及び特定商取引法第58条の6第3項）

同社は、遅くとも平成29年9月頃以降、貴金属について、「一切興味ないので、ないです。」「売りたいものはないですよ。」等と、旧法に規定する訪問購入及び訪問購入に係る本件売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対して、「なんか片方なくなったピアスなどはないんですか。」「こちらも売ってくださいよ。」と告げるなど、当該売買契約の締結について続けて勧誘をしていた。

- (4) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第58条の8第2項及び特定商取引法第58条の8第2項）

同社は、遅くとも平成29年9月頃以降、消費者宅において、旧法に規定する訪問購入及び訪問購入に係る売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に対して交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次の事項が記載されていなかった。

ア 個別の物品の購入価格

イ 物品の特徴

## 5. 勧誘事例

- 【事例1】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘）

平成29年8月下旬頃、同社の委託先事業者の従業員Zは、消費者A宅に、「ご家庭で不用になったものを引き取ります。靴一足でも電化製品などありませんか。」と電話をした。Aは、「電化製品とは。」と尋ねると「部品で使えるものをリサイクルしたり、資源として再利用する。」「物によっては引き取れないものがあります。」と言われ、電化製品の買取りについて同社の従業員が訪問することを承諾した。このときZはAに対して貴金属の買取りをしてもよいかといった確認をせず、また、A宅を訪問した際に貴金属の買取りを勧誘する承諾を取り付けなかった。

平成29年9月上旬頃、同社の従業員YがA宅を訪問した。Aが電化製品を見せたところ、Yは「会社に査定のために送る。」と言い、Aが見せた電化製品を写真撮影し、送信した。返信を待つ間、Yは「不要になった貴金属などがあればこんなのも買取しているのですよ。」「こういうのも買い取っているんです。お宅には不要になった貴金属はありませんか。使わない指輪や片方になったものはありませんか」とAに貴金属の買取りの勧誘を受ける意思があることを確認せずに、勧誘する承諾を取り付けていない本件売買契約に係る勧誘を行った。Aは貴金属を売るつもりは全くなかったので、「一切興味ないので、ないです。」「ないです。」と言って断った。それにもかかわらず、Yは、「本当はないんですか。」「なんか片方なくなったピアスなどはないんですか。」と何度もしつこく聞いてきたため、Aは、仕方なく貴金属を売ることにした。さらにY

は「もう他にはないですか。ないですか」と何度も言い、「アクセサリーを置いているところをもう一度見てきて下さい、探してきて下さい。」と更に貴金属を探そうと言ってきたが、Aは断った。Aはその場で貴金属をYに渡し、契約書を受け取った。

**【事例2】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘）**

平成30年1月下旬頃、同社の委託先事業者の従業員Xは、消費者B宅に、「家の中で何かいらぬものはありますか。例えばテレビとか。」と電話をした。Bは、「テレビがあります。」と答え、テレビ等の買取りについて同社の従業員が訪問することを承諾した。このときXはBに対して貴金属の買取りをしてもよいかといった確認をせず、また、B宅を訪問した際に貴金属の買取りを勧誘する承諾を取り付けなかった。

その電話から約10日後、同社の従業員WがB宅を訪問すると、名刺を渡し、名乗った。Wが、テレビ等の査定が終わると、部屋に置いてある宝石箱を指さし、「この中でいらぬものはありますか。これも買い取れます。」と言ったので、Bは、その中に保管していた4点の貴金属を売ることにした。さらに、Wは、「ほかに宝石はないですか。」「バックはどうですかありませんか。」と言い、「こっちの方は。」と言って部屋に置いてあった別の宝石箱を指さして聞いたため、Bはその宝石箱に保管していた3点の貴金属をさらに売ることにした。

Bはその場で貴金属をWに渡し、契約書を受け取った。

**【事例3】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘）**

平成30年2月上旬頃、同社の委託先事業者の従業員Vは、消費者C宅に、「日本全国で、訪問で買取を行っています。」「何かお売りいただけるものはありますか。」と電話をした。Cは、「靴とか古着、着物ならありますよ。」と答え、靴等の買取りについて同社の従業員が訪問することを承諾した。このときVはCに対して貴金属の買取りをしてもよいかといった確認をせず、また、C宅を訪問した際に貴金属の買取りを勧誘する承諾を取り付けなかった。

その電話から約1週間後、同社の従業員UがC宅を訪問すると、「靴や古着、着物があるということでしたので、買取にきました。」と言い、同社の名称の入った名刺を渡した。靴等の査定が終わると、Uは「貴金属はありますか。」と言ったので、Cは「あるけど、売りたいものはないですよ。」と断った。すると、Uは「見せてもらうだけでもできませんか。」「見せてもらうだけでも勉強になるので。」等と言い、Cは見せるだけならばよいと思い、家の奥から貴金属を持ってきて、Uに見せた。Uは、それらの貴金属をスマートフォンで撮影して、「もう使っていないんじゃないですか。」「こちらも売ってくださいよ。」等と勧誘してきた。Cが「売りません。」「見せるだけだと言ったでしょう。」と



断ったが、Uがしつこく勧誘してきたため、仕方なく貴金属を売ることにした。

Cはその場で靴等と貴金属をUに渡し、契約書を受け取った。

## 橋本 涼に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

株式会社RUBY 代表取締役 橋本 涼（以下「同人」という。）

### 2 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 訪問購入に関する売買契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和元年7月13日から令和元年10月12日まで（3か月間）

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の13の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

(1) 近畿経済産業局は、別紙1のとおり、株式会社RUBY（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、同社が行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、同社が停止を命ぜられた訪問購入に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。